

○国土交通省告示第三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（令和元年国土交通省告示第五百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>附則 (経過措置)</p> <p>第三条 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる免震材料（出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下単に「免震材料」という。）のうち、この告示の施行前に法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(経過措置の特例)</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料についての前条の規定の適用については、同条第一項中「三月三十一日」とあるのは「九月三十日」と、同条第二項中「四月一日」とあるのは「十月一日」とする。</p> |
| 改正前 | <p>附則 (経過措置)</p> <p>第三条 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる免震材料（出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下同じ。）のうち、この告示の施行前に法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。